

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
第一次提言	国	①都市の水辺の楽しさ(水の都市軸)づくり	他都市にないリバークルーズの実現	海上運送法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.12 国交省検討結果(大阪商工会議所の同様の提案について) (大阪府内の河川観光事業者は、定期航路以外に不特定航路も含む水域全体で届出済みで追加的な届出は不要)	◎
			水辺をもっと楽しむ	河川法、河川敷地占用許可準則	①規制改革ホットラインへの提案 ②国家戦略特区提案	H26.10 国交省検討結果 (占用許可物件追加は、現行制度で対応可) H28.6 河川敷地の占用許可制度の特例を改正し、民間企業等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長	◎
		②御堂筋リノベーション	御堂筋の空間再編成、フェスティバルモール化	道路法	②国家戦略特区提案	・国家戦略特区法に、エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)が追加 H27.3 国家戦略道路占用事業(エリアマネジメントに係る道路法の特例)の認定を受け、「うめきた」でイベントを実施。	◎
			エリアマネジメント	都市再生特別措置法	②国家戦略特区提案 ③国家予算要望(BID制度創設)	②については同上	◎
		③ベイエリアIR	カジノを含むIR戦略	刑法	③国家予算要望	H28.12 IR推進法が成立 H30.7 IR整備法が成立し、日本におけるカジノを含む統合型リゾート(IR)の整備が可能となった。	◎
			e-Sportsの推進	刑法	①規制改革ホットラインへの提案	「かんたんeスポーツマニュアル(2021年5月(【著作・制作】一般社団法人日本eスポーツ連合【協力】警察庁、消費者庁、経済産業省、内閣府))」において、賞金を設定することは一定条件のもと可能と整理された。なお、観戦者等によるテレビゲーム等においての賭け事は刑法(とばく罪)の適用対象となる。	△
			見本市・展示会フリーポート化	関税法、関税定率法	②国家戦略特区提案	H26.8 「国家戦略特別区域における新たな措置に係る提案募集」に提案。	○
		④アーティストサポート	公共住宅でのアトリエ設置	公営住宅法、住宅地区改良法	⑥その他(国が検討中)	令和4年度は商店街を形成する店舗付住宅の募集であったため商業目的としたが、今後、店舗付住宅を募集する際には、商品販売及びサービス提供等の商業目的ではないアトリエ活用について、募集住戸の周辺地域の状況等を勘案し対応を検討	○
		⑤国際標準のホスピタリティ	通訳ガイドの充実改善	通訳案内士法	⑥その他(国が対応済)	H27.9構造改革特別区域法の一部改正により、内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体が行う研修を修了した者が地域限定の特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。	◎
			歴史的建築物の活用	建築基準法、旅館業法施行令、消防法	⑥その他(国が対応済)	H26.3 国家戦略特区において、歴史的建築物利用宿泊事業が省令で措置。また、H26.4 古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等が通知により全国措置	◎
		⑥エンターテインメント関連事業者等の活動支援	ダンスクラブ規制緩和	風俗営業法	⑥その他(国が対応済)	H27.6 風営法改正(客にダンスをさせる営業に係る規制を見直し(ダンスホールは風営法対象外、接客のないクラブ等は風俗営業から除外)) H27.6 国規制改革会議第3次答申(風営法改正後の運用状況をフォローアップ)	◎
			深夜における飲食店営業時間の緩和	風俗営業法	①規制改革ホットラインへの提案	H27.6 風営法改正(店内の明るさが照度10ルクス超のクラブは、原則24時間営業可能(ただし、酒類を提供するクラブは、条例で営業可能な地域や時間帯を制限)	◎
			電気用品のPSEマークの規制緩和	電気用品安全法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	現時点で具体的なニーズがない	△
			酒類販売の規制緩和	酒税法、食品衛生法	⑥その他(国が検討中)	H27.6 国の規制改革会議(複数業種・臨時飲食店営業の許可要件の都道府県等への周知について答申) H30.6 改正食品衛生法公布(営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設など)【R3.6月完全施行】 H31.4 食品の営業規制に関する検討会(営業許可を要する業種の施設基準等について検討・とりまとめ) R1.10～食品の営業規制の平準化に関する検討会(営業許可・届出制度に係る解釈・運用等の平準化について検討)	○

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
		⑦パークマネジメント	公園におけるパークマネージメント	都市公園法	④府市の条例・運用改善	平成27年度 指定管理者制度を用いた民間事業者によるパークマネジメント事業を実施 H27.6 国規制改革会議第3次答申(物品販売等の営利活動も可能なことを周知、先進事例紹介) 平成29年度 都市公園法を改正し公募設置管理制度(Park-PFI)を創設 上記取組み等により都市公園法の改正をしなくても、民間事業者が公園で収益事業を行うなど、パークマネジメント事業の導入が進んでいる。	◎
			特別史跡の指定公園におけるパークマネージメント	文化財保護法	④府市の条例・運用改善	現時点で具体的なニーズがないが、現行法の制度内で対応が可能。	◎
第一次提言	府市	①御堂筋リノベーション	御堂筋の空間再編成、フェスティバルモール化 (イベントに関する規制緩和、デジタルサイネージ)	道路法	④府市の条例・運用改善	H26.10 「御堂筋の道路空間再編について(案)」を作成し、歩行者空間の充実(側道空間の再編)に向けて取組みを進めていくことを検討。 H26.10 側道空間を活用したイベント等の社会実験も実施(一部実現) H27.6 国規制改革会議第3次答申(H27年度措置(道路使用・占用許可制度の弾力的な運用の周知)) H28.11 御堂筋の道路空間再編に向けたモデル整備(東側区間)完成 H28.11～ モデル整備後の検証の開始 H28.11～H30.7 御堂筋完成80周年記念事業を実施(モデル整備区間におけるにぎわい創出社会実験等) H31.3 車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携した街づくりのあり方など、今後御堂筋がめざすべき姿を示した「御堂筋将来ビジョン」を策定 R3.2 歩行者利便増進道路の指定 R3.7～ 歩行者利便増進誘導区域を順次指定	◎
				道路交通法	④府市の条例・運用改善	個別案件を速やかに審査し、適切かつ柔軟に対応 H27.6 国規制改革会議第3次答申(H27年度措置(道路使用許可制度の弾力的な運用の周知))	○
				屋外広告物条例	④府市の条例・運用改善	市では、H26.11より「建築美観誘導制度におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を施行し、建築美観誘導路線で禁止されているデジタルサイネージについて、一部区間においてモデル実施を行っている	◎
		②アーティストサポート	うめきた2期工事期間中の板塀のアート開放	屋外広告物条例	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	民間主導による実施スキームについて調整したが、ニーズがない	△
		③エンターテインメント関連事業者等の活動支援	イベント等を行う際の少量危険物の貯蔵届出の緩和	消防法に基づく市町村条例	④府市の条例・運用改善	同一場所でのイベントについて、年間計画に基づく届出をまとめて受理を可能とする運用改善	◎
			食品屋外販売の規制緩和	食品衛生法施行条例	④府市の条例・運用改善	府内においては、「露店による食品営業取扱要綱」改正(H24.5)し、規制緩和済(自治体により対応が異なるため、H26.12 国の規制改革会議(地域活性化WG)が検討項目に抽出)	◎
		①廃棄物	一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化	廃棄物処理法	③国家予算要望	本提案については、一廃の広域処理の推進に向け、国への働きかけを実施。 《H30年度まで》 ・～H29年度 国へ要望 ・H30年度 「廃棄物処理施設整備計画案」のパブコメで意見 《R元年度について》 ・H31年3月29日 国通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」で、広域化に向けた国の考えが示され、国の一廃の広域処理の方向性が固まり、国の取組みが拡充された。	◎

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
第二次提言	国	②エネルギー	多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ	電気事業法、熱供給事業法、計量法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	具体的な事案が明らかとなった時点で提案元と関係省庁とで個別協議	△
			遊休農地を活用した太陽光発電	農地法	⑥その他(国が検討中)	国は、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」における、農地の利用に特化した議論(R2.12.25)を受け、農地法上の規制緩和について対応を検討中。国の動きを注視する。	△
			河川を活用したマイクロ水力発電	河川法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 国交省検討結果 (許可の審査基準を通達済、設置ガイドブック作成済、個別の判断が必要)	◎
			市街化調整区域における再生可能エネルギー発電	都市計画法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 国交省検討結果 (市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるため、立地基準に該当しないものは建設してはならない。)	×
			エネルギー分野の活性化に向けた税制創設	相続税法	⑦その他(国が対応済)	平成27年度税制改正大綱(H26.12.30)に、緑の贈与税制(低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置)が盛りこまれた。	◎
			新型自動車の普及に向けた規制緩和(電気自動車)	道路運送車両法	①規制改革ホットラインへの提案 ②国家戦略特区提案	H26.11 国交省検討結果 (安全性確保、環境保全の観点から困難。具体的な生産計画は相談可)	×
			新型自動車の普及に向けた規制緩和(無人走行車)	・道路交通法 ・道路運送車両法 ・道路交通に関する条約	⑥その他(国が対応済)	＜国の動き＞ レベル3の自動運転に関する規定等を整備 ・改正道路交通法の施行(R2.4) ・改正道路運送車両法の施行(R2.4) レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転である特定自動運行の許可制度の創設等 ・改正道路交通法の公布(R4.4) ・改正道路交通法の施行(R5.4) ・官民ITS構想・ロードマップ2021(R3.6) ・デジタルを活用した交通社会の未来2022(R4.8) ・ラストマイル自動運転車両システム基本設計書(R2.7) ・自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準(R5.4更新見込み) ・自動運転車の安全技術ガイドライン(H30.9) ・遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準(H29.6) ・自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン(H28.5) ・限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動運送業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン(R1.6)	◎
	③創業・ベンチャー企業支援	JSOX法の大幅な緩和	金融商品取引法	⑦対応なし(国が対応済)	金融商品取引法改正済(H26.5)(上場3年内は、内部統制報告書の監査を免除)	◎	
		エンジェル税制の改革	租税特別措置法	⑥その他(国が対応済)	産業競争力強化法(H26.1.20施行)で「ベンチャー投資促進税制」が創設(出資額の80%まで損金算入可)	◎	
		登録免許税法の改正	登録免許税法	⑦対応なし(国が対応済)	産業競争力強化法で、市区町村の創業支援計画認定事業者は、登録免許税率(資本金の0.7%)及び最低税額(15万円)を半減	◎	
		外国人創業基準の緩和	総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定(通知) 内国株式会社の代表取締役の住所について(通知)	①規制改革ホットラインへの提案	H27.9 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の施行により、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。 また、入管法改正により、在留期間4か月の投資・経営・管理ビザが設定された。 H27.3 代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記について、法務省通知にて申請を受理する取扱いと措置。	◎	

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
	府市	①創業・ベンチャー企業支援	公共調達の入札参加資格の緩和	大阪府入札参加資格審査要綱第3条(入札参加資格等の決定)・(告示) 大阪市入札参加資格審査申請要領	④府市の条例・運用改善	営業経験年数の制限を撤廃した入札参加資格を告示済(H26.2)	◎
		②エネルギー	小水力発電の普及に向けた規制緩和	大阪府流水占用料等条例	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	現時点で具体的なニーズがない	△
第三次提言	国	①官官規制	地方自治法等による国の自治体に対する過剰な規制の見直し	地方自治法等	⑥その他(国等への働きかけ)	全国知事会先進政策バンクへの提案	○
		②公営企業の民営化手法に係る改革	公営企業の民営化促進に向けた枠組みの提案		②国家戦略特区提案	H26.8 大阪市の「国家戦略特別区域における新たな措置に係る提案募集」に提案。 (本提案は、大阪市交通局の民営化に向けた提案であり、特区において特例措置化等は無かったものの、地下鉄事業、バス事業は、平成30年4月に民営化。)	◎
			民間参入を可能にするための枠組みの提案【水道事業】	水道法、地方自治法、地方財政法	②国家戦略特区提案 ⑥その他(国が検討中)	H30.12の水道法改正により、新たな官民連携の方式として水道施設運営権が創設。 (水道施設運営権は自治体が水道事業者としての位置づけを維持する方式であり、本提案が前提としている民間事業者が水道事業認可を取得する方式ではないものの、自治体の要望等を受けて官民連携の促進に向け創設されたもの。)	◎
			民間参入を可能にするための枠組みの提案【有料道路】	道路整備特別措置法	①規制改革ホットラインへの提案	H27.8 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により「公社管理道路運営事業」(道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例)が措置。	◎
			民間事業者の「公の施設」の管理運営への参入を促進するための新たな制度の創設	地方自治法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 総務省検討結果 (住民の利用を担保し、公の施設の使用許可なども行うためには、単に契約により管理を委託することはできない。)	×
			PFI・コンセッションと指定管理者制度の適用関係の明確化	PFI法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	H26.6総務省、公共施設運営権制度と指定管理者制度との適用関係について整理を行い、自治体へ通知。 H30.10 改正PFI法の施行(両制度の二重適用への対応として、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例が設けられた。)	△

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
	国	③地方独立行政法人制度	地方独立行政法人の業務の条例化と兼業禁止規定の緩和又は廃止	地方独立行政法人法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 総務省検討結果 (公共性の高い業務を行う法人の全容を明らかにするため、法での規定が必要。兼業により、公営企業型法人の前提である独立採算制を阻害するおそれが高い。)	×
			地方独立行政法人の長期借入や出資の規定の整備	地方独立行政法人法	③国家予算要望	H28.5 設立団体の長の認可を受けた場合、公立大学法人による長期借入金等及び出資を可能にするなどの規定を盛り込んだ第6次地方分権一括法を公布(H29.4施行) R2.6、試験研究地方独立行政法人について、設立団体の長の認可を受けて成果活用事業者等へ出資することを可能とする第10次地方分権一括法を公布(R2.9施行)	◎
	府市	①指定管理者制度	指定管理者制度の運用改善		④府市の条例・運用改善	関係部局への制度周知やマニュアルの記載見直しを実施	◎
第四次提言	国	①建築土地利用(既存ストックの再生)	一団地総合設計制度の地権者同意の緩和	建築基準法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 国交省検討結果 (認定区域の分割は、規制の適用区域が変更となるため、全員同意が必要)	×
			既存不適格住宅・建築物に関する容積率緩和	建築基準法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	H26. 12 改正マンション建替え円滑化法の施行(4/5以上の賛成で建替え可、容積率の特例措置) H30.4 耐震性が不足した建築物の建替えにおける容積率制限等の緩和については、「大阪府総合設計許可取扱要領」を改正	△
			検査済証が無い住宅(建築物)の増改築促進制度の創設	建築基準法	⑦対応なし(国が対応済)	H26.7 国が検査済証のない既存不適格住宅・建築物の増改築のガイドラインを策定 H27.6 国規制改革会議第3次答申(H27年度:検討・措置(チェックリスト、調査方法例示作成))	◎
		①建築土地利用(用途規制緩和)	住居専用地域における用途規制緩和	建築基準法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 国交省検討結果(特定行政庁が認める場合は許可が可能) H27.6 国の規制改革会議第3次答申 (H27年措置(住居専用地域の住民介護・看護用事務所設置)))	◎
			既存不適格建築物の増改築の規制緩和	建築基準法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	現時点で具体的なニーズがない	△
		①建築土地利用(消防関係)	非常用電源設置に関する規制緩和	消防法、建築基準法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 国交省・総務省検討結果 現行制度で対応可能(地下タンクは量の制限がなく、屋外タンクも複数の専用室を設置することで指定数量以上の取り扱いが可能) 貯蔵タンクの基準量に関する回答はなし。	◎
		①建築土地利用(建設業許可)	建設業の業種分類の見直し	建設業法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	現時点で具体的なニーズがない	△
			建設業役員の経験年数の緩和	建設業法	①規制改革ホットラインへの提案	H27.6 国の規制改革会議第3次答申(H27年度検討・H28年度措置(5年の経験の代替措置(研修)等)) H31.3 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする規制を見直し、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求める建設業法改正案を閣議決定	◎
		②雇用労働(労働者派遣)	建設業の派遣禁止の緩和	労働者派遣法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 厚労省検討結果 (建設業は、重層的な下請けで行われており、適正な請負を維持するため、労働者派遣事業という労働力受給調整は適当でない)	×
			日雇派遣の禁止の緩和	労働者派遣法	①規制改革ホットラインへの提案	H27.9 労働政策審議会(法改正を行わずに実施できる見直しを検討) R2.7 労働政策審議会(副業の場合の日雇派遣の例外的あり方を引き続き検討。日雇派遣の例外業務を個別に検討。) R3.4 改正日雇派遣法施行令施行予定(社会福祉施設等での看護師業務を日雇派遣の例外業務に追加) R3.4 改正日雇派遣法施行令施行(社会福祉施設等での看護師業務を日雇派遣の例外業務に追加)	○
			登録型派遣の職種制限の撤廃	労働者派遣法	⑥その他(国が対応済)	H27.9 労働者派遣法改正制(特定事業と一般事業の区分廃止、上限3年で全て許可に統一)	◎
			労働者派遣業の許可基準の緩和	労働者派遣法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 厚労省検討結果 (適正な事業運営確保や派遣労働者の保護、雇用の安定のため、資産要件は必要)	×

大阪府市規制改革会議の提言の対応一覧

提言		分野	提案名	規制の根拠	府市の対応	進捗状況(R5.9) (◎実現、○検討中(国等へ提案等)、△今後対応、×現時点で省庁が対応困難と回答)	
		②雇用労働(労働基準)	労働時間規制の改革	労働基準法	⑥その他(国が検討中)	H29.9 労働政策審議会が答申(労働時間に関する制度の見直し等) ※上記答申を踏まえ、第196回通常国会(H30.1～)で議論 H30.6 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立。労働基準法を改正し、高度プロフェッショナル制度を創設。	◎
			労働条件明示の方法	労働基準法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 厚労省検討結果(労働政策審議会において、電子的手法による労働条件の明示を検討) H30.9 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」制定。労働基準法施行規則を改正し、FAX等で労働条件の明示が可能となる。	◎
		②雇用労働(最低賃金)	都道府県別最低賃金の緩和	最低賃金法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 厚労省検討結果 (地域で物価水準に差があり、生計費も異なることから、最低賃金の水準も地域差がある)	×
		②雇用労働(職業紹介業)	国外にわたる職業紹介の許可基準の緩和	職業安定法	①規制改革ホットラインへの提案	H26.11 厚労省検討結果 (海外は労働慣行等が異なり、不測の損害を与える恐れがあり労働者保護の必要性が高い)	×
		③IT	ビッグデータの活用	個人情報保護法	⑥その他(国が対応済)	H27.9 成立「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」 (個人情報の定義を明確化し、権利利益を害する恐れが少ないものを個人情報データベース等から除外など)	◎
第四次提言	国	④教育	通信制高校の規制緩和	構造改革特別区域法、学校教育法	⑤具体的な事象やニーズを踏まえて検討	現行の構造改革特区制度の効果や認可校の現状等を踏まえて引き続き対応を検討	△
			都心への大学設置	大学設置基準	①規制改革ホットラインへの提案	H26.10 文科省検討結果 (各大学の目的が達成できるか新たな基準や代替措置を検討要。個別に相談可能)	○
			総合国際職業訓練校の設置	入出国管理法	①規制改革ホットラインへの提案	R5.6 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」のフォローアップ状況」(文科省)において、 職業能力開発校が「留学」の対象となる機関に該当するものとするについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得ることとされている。	○
	府市	①建築土地利用(屋外広告)	屋外広告物条例上、掲出の禁止区域に該当する官公署等の民間広告物	大阪府屋外広告物条例	④府市の条例・運用改善	H26年9月議会(後半)で条例改正済(官公署を禁止区域から除外)	◎
		①建築土地利用(大規模建築物事前協議)	事前協議等に関する意見書への速やかな回答	大規模建築物事前協議制度	④府市の条例・運用改善	申出までの手続き期間の短縮、関係部局による調整会議後、協議締結までの処理期間の短縮、その他決裁期間をより短縮するなど運用を改善	◎